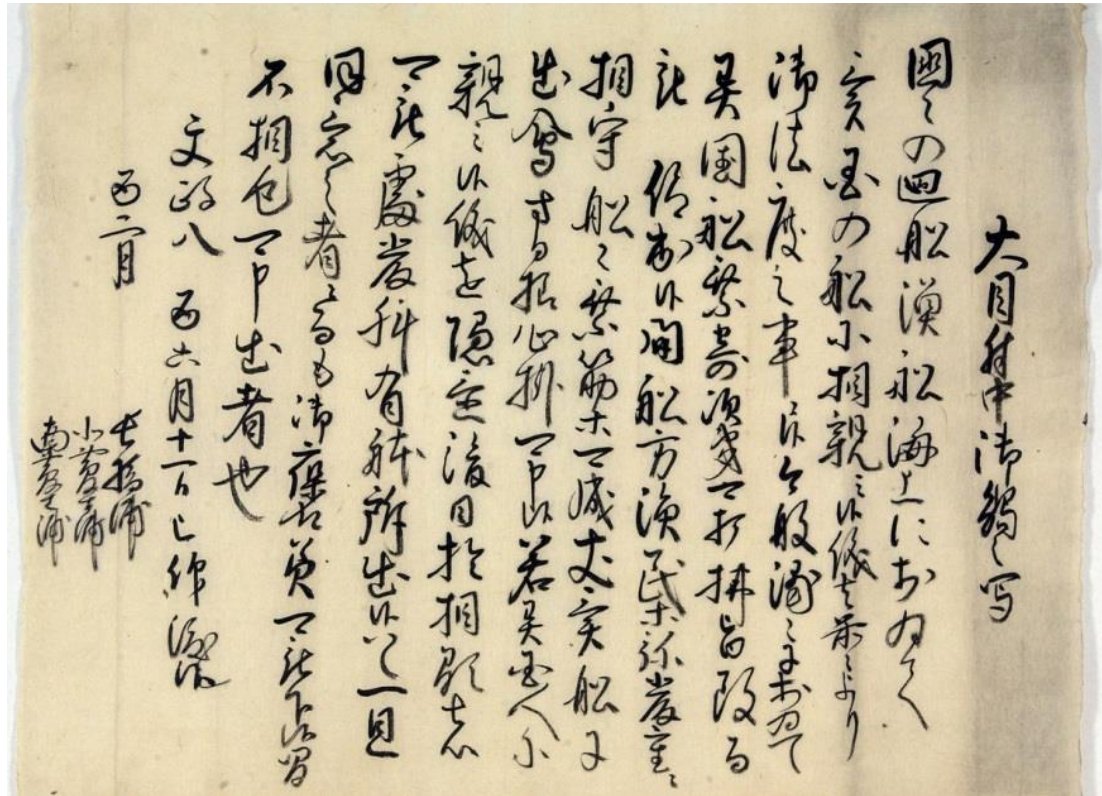


海辺に出されたお触れ②（異国船発見時の対応）



1825年（文政8）「大目付中御触之写（異国船打払二付）」

松田三左衛門家文書（当館蔵）[デジタルアーカイブへ](#)



<p>西二月 文政八 西六月十一日 被仰渡候</p> <p>長橋浦 北菅生浦 南菅生浦</p>	<p>翻刻文</p> <p>大目付中御触之写</p> <p>国々の廻船漁船、海上におゐて、異国の船に相親ミ候儀は、前々より御法度之事ニ候、今般浦々におゐて、異国船乗寄次第、可打払旨改而被仰出候間、船方漁民等弥嚴重ニ相守、船之乗筋等可成丈異船に出会さる様心掛可申候、若異国人に親ミ候儀を隠置、後日於相顕者可被処嚴科、有躰訴出候ハ、一旦同意之者ニ而も御褒美可被下候間、不相包可申出者也</p>
---	---

解説

18世紀以降、ロシアは東方への進出に力を入れ、シベリアを経て日本の近海に出現するようになりました。1792年（寛政4）にはロシアの使節ラクスマンが根室に、1804年（文化元）にはレザノフが長崎に来航し、通商を要求しました。

1808年（文化5）にはイギリスの軍艦が長崎の港に侵入するフェートン号事件が起きました。その後もイギリスやアメリカの船が日本の近海に出現したため、幕府は1825年（文政8）に**異国船打払令**（無二念打払令）を出しました。

その結果、通商などを求めて接近したアメリカ商船を砲撃する事件（モリソン号事件）が起きました。この事件を知った高野長英や渡辺崋山らは幕府を批判しましたが、幕府から厳しく処罰されました（蛮社の獄）。

福井とのかかわり

ラクスマンの来航以降、幕府は海岸に領地を持つ藩に対し異国船警備を厳重にすることを命じ、その手当ての実状を報告させました。これを受けて小浜藩では、1793年（寛政5）正月に異国船警備の体制を調べ、「出船人数武器の定」として幕府に届け出ました。

さらに1808年（文化5）10月にフェートン号事件が起けると、同年12月には異国船の着岸を予測して領内全域に及ぶ異国船の監視体制を定めました。具体的には、異国船を見かけた時には、いずれの村においても寺社などにある鐘や太鼓を3つずつ打ち鳴らすこと、それを聞き付けた村では同様に鐘や太鼓を打ち鳴らして、領内に広く異国船の到来を知らせ、その位置を幟のぼりの数で示すことなどが定められました。

資料の注目ポイント

資料は1825年（文政8）2月に幕府大目付から出されたお触れの写しです。同じ内容のものが『御触書天保集成』に収録されており、写しの内容が正確であることが確認できます。長橋浦・北菅生浦・南菅生浦（現福井市）には同年6月11日に命じられたようです。内容は以下の通りで、同年に出された異国船打払令が地域の漁村にも徹底されていたことがうかがえるものとなっています。

- ・異国船と交流することは禁止である
- ・異国船が接近した場合は打ち払うこと
- ・船に乗る時はなるべく異国船と出会わないようにすること
- ・異国船と接触したことを報告せず後日発覚した場合は厳重に処罰する
- ・異国船と接触したことを正直に報告すれば褒美を与える

関連資料、展示等

名称	概要	備考
「大目付中御触之写（異国船打払二付）」	松田三左衛門家文書（当館蔵） 資料番号 A0169-00077	デジタルアーカイブ福井で閲覧可能。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-324691-0

参考文献等

- 『御触書天保集成 下』（高柳眞三・石井良助 1941年 岩波書店）
『図説 福井県史』（1998年 福井県）
『幕末の海防戦略 異国船を隔離せよ』（上白石実 2011年 吉川弘文館）
『福井県史 通史編4』（1996年 福井県）

激動幕末－4. 視聴草：国立公文書館 <http://www.archives.go.jp/exhibition/digital/bakumatsu/contents/04.html> （2018年2月16日閲覧）